IC カード特約

- 1. (特約の適用範囲)
 - (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、IC チップが付加されたカード(以下「IC カード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
 - (2) この特約は、当金庫キャッシュカード規定(以下「カード規定」といいます。)の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
 - (3) この特約において使用される字句は、この特約において定義されるもののほか当金庫カード規定の定義によるものとします。
- 2. (IC カードの利用)

IC カードは次の場合に利用することができます。

- (1) 金庫所定の IC カードが利用できる現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)(以下 [IC カード対応預金機] といいます。)を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定の IC カードが利用できる現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)(以下 [IC カード対応支払機] といいます。)を使用して預金の払出をする場合
- (3) 当金庫所定の IC カードが利用できる現金自動振込機(振込を行うことができる現金自動 預入払出兼用機を含みます。)(以下 [IC カード対応預金機] といいます。)を使用して 振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合
- 3. (IC カードの発行時における手数料の取扱い) 新規発行、再発行で、IC カードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上 (平成 26 年 4 月 1 日現在)